

○福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）抜粋

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号、第二号、第八号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 あわび漁業 海面（松川浦及び横浦を含む。以下同じ。）においてあわびをとることを目的とする漁業

二 うに漁業 海面においてうにをとることを目的とする漁業

三 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

四 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

五 刺し網漁業 海面（総トン数十トン以上の動力漁船を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする場合にあつては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域に限る。）において刺し網により行う漁業（松川浦及び横浦におけるもの並びに第八号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）

六 かご漁業 海面においてかごにより行う漁業

七 どう漁業 海面においてどうにより行う漁業

八 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業（第一号に掲げるあわび漁業及び第二号に掲げるうに漁業を除く。）

九 つぼ漁業 海面においてつぼにより行う漁業

十 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（第一号に掲げるあわび漁業及び第二号に掲げるうに漁業を除く。）

十一 小型定置漁業 海面において小型定置により行う漁業

十二 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第三号から第九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定

めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第四十条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一 さけ	周年	内水面
二 さけ及びます（全長十五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
三 ひめます（全長十五センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
四 ひめます（全長十五センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年三月三十一日まで	内水面
五 やまめ及びいわな（全長十五センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

六 やまめ及びいわな（全長十五センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年三月三十一日まで（尾瀬沼及びこれに流入する河川の区域に限り、九月十五日から翌年三月三十一日まで）	内水面
七 あゆ	三月一日から五月三十一日まで	内水面
八 うなぎ（全長二十一センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
九 うぐい（えぞうぐい、まるた及びうけくちうぐいを含む。以下同じ。） （全長六センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
十 あわび（殻長九・五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
十一 あわび（殻長九・五センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年四月三十日まで	海面
十二 ほっきがい（殻長七・五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
十三 ほっきがい（殻長七・五センチメートルを超えるものに限る。）	二月一日から五月三十一日まで	海面
十四 うに（殻径（棘を除く。）三・五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
十五 うに（殻径（棘を除く。）三・五センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年四月三十日まで	海面
十六 あさり（殻長二・五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
十七 はまぐり（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面

- 2 何人も、内水面において、ひめます、やまめ、いわな、うぐい、あゆ、かじか及びさけの産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。